

## アクロス福岡・ソフト等の貸出要領

### 1. 目的

地域文化及び芸術文化の振興に寄与するため、アクロス福岡が製作したソフトの貸出を行うものです。

### 2. 対象ソフト

貸出の対象ソフトは別紙1のとおりです。

### 3. 利用の範囲

以下のいずれかに該当する場合に貸し出します。

- (1) 国または地方公共団体が行う教育、学術、文化に関する事業に利用するとき
- (2) 教育、学術、文化に係る法人及び団体が行う教育、学術、文化に関する事業に利用するとき
- (3) 学校・研究所が行う教育または研究に利用するとき
- (4) その他、県又はアクロス福岡が貸出を適当と認めるとき

### 4. 利用方法

- (1) 貸出を希望する方は、所定の「ソフト貸出申請書(別紙2)」に必要事項を記入の上、アクロス福岡・情報グループへ申し込んでください。

申込先：公益財団法人アクロス福岡 事業グループ 地域文化チーム（文化観光情報ひろば）  
〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 2F  
TEL：092-725-9100 Email：jyouhou@acros.or.jp

- (2) 貸出期間は、原則として2カ月以内とします。(郵送等、送付に要する期間を含む) 貸出期間を過ぎてもソフトが返却されない場合は、以降の貸出を一定期間拒否することがあります。
- (3) 貸出は、1回につき3巻までとします。
- (4) ソフトの貸出は無料です。ただし、ソフト送付のための郵送費等の必要経費は、借受者の負担とします。
- (5) 貸出ソフトを紛失又は破損したときは、新規作成分の費用を弁償していただきます。

### 5. 利用に関する禁止事項

- (1) 貸出ソフトを変形、編集、複製、頒布、または第三者へ貸与する行為はできません。
- (2) 貸出ソフトの上映にあたっては、料金等の徴収を行うことはできません。
- (3) 貸出ソフトは、いかなる場合でも営利目的の使用はできません。
- (4) 貸出ソフトは、貸出申請書に記載の利用目的と異なる使用はできません。
- (5) 上記の(1)から(4)に該当した場合、貸出期間中であっても貸出の取り消しを行います。その場合、借受者は速やかにソフトを返却してください。また、上記の(1)から(4)の行為により、第三者が被害を被った場合は、借受者の責任において解決してください。